

議案第67号

つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例

つくばみらい市水道事業給水条例（平成18年つくばみらい市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

別表第2中

「

給水装置工事事業者指定手数料	5,000
----------------	-------

」を

「

指定給水装置工事事業者の指定手数料	10,000
指定給水装置工事事業者の指定更新手数料	5,000

」に

改める。

附 則


（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のつくばみらい市水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に申込みのあった指定給水装置工事事業者の指定手数料について適用し、施行日前に申込みのあった指定給水装置工事事業者の指定手数料については、なお従前の例による。

令和元年11月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

水道法の一部改正に伴い、条ずれが生じたもの及び給水装置工事事業者の指定手数料等の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市水道事業給水条例(平成18年つくばみらい市条例第131号)新旧対照表

改正案				現行			
(給水装置の基準違反に対する措置)				(給水装置の基準違反に対する措置)			
第32条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。				第32条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。			
2 (略)				2 (略)			
別表第2(第29条関係)				別表第2(第29条関係)			
種類	区分			金額(円)			
給水工事申請手数料	(略)	(略)		(略)		(略)	
		(略)	(略)	(略)			
			(略)	(略)			
	(略)			(略)			
給水管等分岐手数料	(略)			(略)			
道路占用申請手数料	(略)			(略)			
指定給水装置工事事業者の指定手数料				10,000			
指定給水装置工事事業者の指定更新手数料				5,000			
種類	区分			金額(円)			
給水工事申請手数料	(略)	(略)		(略)		(略)	
		(略)	(略)	(略)			
			(略)	(略)			
	(略)			(略)			
給水管等分岐手数料	(略)			(略)			
道路占用申請手数料	(略)			(略)			
給水装置工事事業者指定手数料				5,000			
(新設)				(新設)			